

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

スピード種目に関する規定

第1節 総 則

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下、「本協会」という。）がスピード種目に関し、公認スピード記録、公認スピード日本記録及び公認スピードウォール等、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 公認スピード記録とは、本協会が認定した記録をいう。

2 公認スピード日本記録とは、公認スピード記録のうち、下記の種別において、過去の公認スピード記録と比較して、より早いか、あるいはそれと同じもののことをいう。

- (1) 日本記録
- (2) ジュニア日本記録
- (3) ユース A 日本記録
- (4) ユース B 日本記録

3 公認スピードウォールとは、スピード種目に使用するウォール（以下、「スピードウォール」という。）のうち、審査を経て、本協会が認定したウォールをいう。

第2節 公認スピード記録

(認定の要件)

第3条 公認スピード記録の認定には、以下の要件を充足しなければならない。

- (1) 当該記録が本協会の登録選手によるものであること
 - (2) 当該記録が本協会の主催または公認する競技会におけるものであること
 - (3) 前号の競技会が、公認スピードウォールで国際スポーツクライミング連盟（以下、「IFSC」という。）が公認するクライミングホールドを IFSC が定める配置に設置され実施されたものであること
- 2 外国における競技会での記録は、当該競技会が IFSC または IFSC 傘下の各大陸評議会によって公認または主催され、かつ IFSC 公式カレンダーに掲載されている場合にのみ、公認スピード記録とみなす。

(公認スピード記録の取消)

第4条 本協会は、本規程、本協会の関連規程及びアンチ・ドーピングに関する規程が遵守されない記録

を取り消すことができる。

第3節 公認スピード日本記録

(認定の要件)

第5条 公認スピード日本記録の認定には、以下の要件を充足しなければならない。

- (1) 記録が、公認スピード記録であること
- (2) 記録を樹立した競技会に、本協会が指名したA級またはB級審判員がテクニカル・デリゲイトまたは審判長として従事していること。外国の競技会においては、IFSCが指名した審判長が従事していること
- (3) 第2条(1)に定める日本記録(以下、単に「日本記録」という。)については、記録を樹立した競技会においてドーピング検査が実施されていること。但し、当該大会においてドーピング検査が実施されない場合は、記録を樹立した競技者が速やかにドーピング検査を受けること

(認定の手続)

第6条 公認スピード記録の認定の申請は、競技会主催者または記録を樹立した競技者が速やかに申請しなければならない。

- 2 認定の審査は、本協会が行い、審査の結果を書面または電子メールにて通知する。

第4節 公認スピードウォール

(認定の要件)

第7条 公認スピードウォールの認定には、以下の要件を充足しなければならない。

- (1) 当該スピードウォールがIFSCの基準に基づいて設計、設置されていること
- (2) 当該スピードウォールにIFSCが認めるオートビレイシステムが適切に設置されていること
- (3) 本協会またはIFSCが認める自動計時システムが設置されていること
- (4) その他、本協会が定める要件を充足すること

(認定の申請・審査)

第8条 認定の申請には、所定の様式の申請書によらなければならない。

- 2 認定の審査は、前項の公認の申請を受けて、本協会が行う。
- 3 審査に係る費用は、申請者が負担するものとする。
- 4 本協会は、第2項の審査の結果を書面または電子メールにて通知する。
- 5 IFSCが公認したスピードウォールは、認定の審査を免除する。

(認定料等)

第9条 公認スピードウォールの認定料は、5万円とする。

- 2 認定料は、公認の通知が到着後、2週間以内に本協会指定の預金口座に振り込む方法で支払う。

(認定の期間)

第 10 条 スピードウォールの公認の有効期間は、認定料の納入日より 1 カ年とする。ただし、期間中に改造または改修したときは、その都度認定の申請をしなければならない。

第 5 節 雑 則

(改廃)

第 11 条 本規定の改廃は、常務理事会の決議により行う。

付則

本規定は、2019年1月22日から施行する。

令和元年6月11日一部改定